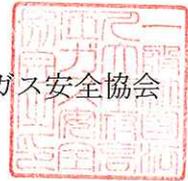


大安協発 第 27-91 号

平成 27 年 10 月 13 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会



「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

保安 3 法事務連携機構おおさかより、添付の《「放置ボンベ撲滅」の取組成果について》の通知を受けましたのでお知らせ致します。

【添付】

「放置ボンベ撲滅」の取組成果について（保安 3 法事務連携機構おおさか）

以 上

「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

保安3法事務連携機構おおさか

府内消防本部において順次開始している「放置ボンベ撲滅」の取組について、平成27年度上半期（4月1日～9月30日）の成果を取りまとめましたので報告します。

取組実施機関 府内26消防本部及び大阪府

取組集計期間 平成27年度上半期（平成27年4月1日～平成27年9月30日）

1 総括表

(1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	344	撤去数	247	所有者へ返却	81
				容器管理委員会が回収	32
				所有者以外の販売店が回収	60
				その他A	74
		管理状況 是正数	97	温度管理	4
				転倒防止	55
				その他B	39

※温度管理、転倒防止又はその他Bが重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

・撤去数における「その他A」には、スクラップ工場で発見したため、熔材協同組合の立会いの下で安全を確認した後、スクラップにして処分した事例のほか、産業廃棄物処理業者による回収事例や容器管理委員会の依頼を受けた熔材協同組合による回収事例があった。

・管理状況是正数における「その他B」には、長期間使用されていない状況下にあるボンベに対し販売店へ返却するよう指導したが、溶接作業に使用しているとの返答があったため、本取組の説明をするとともにパンフレットを渡した事例のほか、充填ボンベと残ガスボンベを区別して保管するよう指導した事例があった。

(2) 発見場所数

発見場所数 合計	65	事業所数	57	工場・作業場	29
				飲食店	1
				廃品回収・処分事業所	1
				その他C	26
		空地・ 道路・ 河川等数	8		

・容器の発見場所について、「その他C」には、下記のとおり様々な場所で発見されている。

- ・空調設備工事業所
- ・危険物施設内
- ・火薬類販売所
- ・共同住宅のゴミ置き場
- ・空家
- ・一般住宅内
- ・町内の実行組合敷地
- ・個人所有のガレージ
- ・自動車教習所
- ・専修学校
- ・モータープール
- ・倉庫（個人所有、事業所所有、公衆浴場敷地内）
- ・消防署出張所前
- ・消防団器具庫敷地内 等

2 ボンベ別

「放置ボンベ撲滅」の取組において、**撤去したボンベの本数**をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	34	11	0	27	1	0
炭酸ガス	19	7	0	13	5	0
アセチレン	30	22	1	10	0	0
LPガス	63	43	7	28	8	0
その他	38	15	0	37	1	0
不明	63	25	0	39	1	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

- ・ガス種別においては、主に溶断・溶接等で使用される酸素、アセチレン、LPガス容器が多い。
- ・状態別では、さび、長期間存置が大半を占める。

3 覚知・発見場所・対応別

「放置ボンベ撲滅」の取組において、**撤去したボンベの本数**を覚知・発見場所・対応別に集計

ボンベ 数合計	覚知別		発見場所別			対応別			
						所有者 へ返却	容器 管理 委員会 が回収	所有者 以外の 販売店 が回収	その他
247	立入検査	206	事業所	工場・作業場	157	29	18	41	69
				飲食店	0	0	0	0	0
				廃品回収・ 処分事業所	1	0	0	1	0
				その他	48	40	2	2	4
	その他 職員発見 ・通報等	41	事業所	工場・作業場	2	2	0	0	0
				飲食店	2	2	0	0	0
				廃品回収・ 処分事業所	0	0	0	0	0
				その他	17	6	5	6	0
			空地・道路・河川等	20	2	7	10	1	

【まとめ】

◆放置ボンベの発見場所については、工場・作業場等だけでなく、1 総括表、(2)発見場所数の「その他C」に挙げた場所にも放置ボンベが存在することが分かった。今後、これらの場所に立入検査を実施することにより、放置ボンベの発見、適正な指導に繋がると考えられる。

◆立入検査の対象とならない一般住宅においても、処理に困り、長年放置されているLPガス容器等が発見されていることから、一般住宅への防火指導時や予防広報にかかる街頭啓発の機会を捉え、チラシの配布など本取組についての周知を継続することにより、放置ボンベの発見、適正な指導に繋がると考えられる。